

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「食祭海道 若狭路」 交流ネットワーク推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県、小浜市、おおい町

3 地域再生計画の区域

小浜市及び福井県大飯郡おおい町の全域

4 地域再生計画の目標

1) 地勢

本地域は、福井県の南西部に位置し、若狭湾国定公園の指定を受けたリアス式海岸を有する海岸と南側の京都・滋賀北部の山麓地帯に囲まれている。

地形的には、小浜市のほぼ中央を流れる北川、南川やおおい町の中心部を流れる佐分利川などの河川に沿って細長く広がる平地が点在している。上流には水源の森100選に指定されている上根来水源の森や八ヶ峰水源の森が広がり、スギ、ブナ等の森林に蓄えられた豊かな水が、平地を経由して小浜湾へ注がれている。

交通体系としては、敦賀方面と京都府舞鶴方面との東西を結ぶ国道27号と京都府北部を経て京都市へと通じる国道162号が幹線道路となっているが、観光シーズンや冬季には交通渋滞が生じている状況である。

2) 歴史等

本地域は、風俗、習慣、言語など、古くは近畿圏との歴史的・文化的つながりが強く、特に小浜港は日本海側有数の交易港として栄え、大陸文化や各地の物産は「鯖街道」を経て京の都にもたらしていた。また、新鮮な海産物等を天皇家に納める「御食国」としても文物交流に大きな役割を果たした地域である。

また、「海のある奈良」と呼ばれている小浜市を中心に多くの寺社や文化財が存在している。

3) 産業

本地域は、海と山の豊かな自然環境や海産物等による豊かな食文化、国宝級の神社仏閣など多種多様な観光素材に恵まれており、これらを背景として、海水浴客等を中心に年間約330万人もの観光客が訪れる観光産業が活発な地域である。

また、一方で嶺南地域は、原子力発電所の集中立地地域（原子力発電13基（運転）で全国の原子力発電量の約1/3を占める）であり、本地域の産業構造においても重要な位置を占めている。今後は、原子力発電所の立地を背景に、原子力科学を基盤とする最先端科学技術を提供する地域として産業振興を展開していくことを目指している。

一方、農業については、これまでに実施したほ場整備により、ほとんどが30a以上の区画に整備済みであり、基盤整備の水準としては比較的に進んだ地域である。しかしながら、農業従事者の高齢化、減少が近年著しく、専業農家数はわずかで大半が第二種兼業農家であり、また、経営面積としても7割以上が1ha未満であるなど、農業経営構造は非常に脆弱な状況である。現在の経営類型としては、水稻単一経営のほか水稻+麦、水稻+野菜等の複合経営が見られる。今後は、本地域の基幹作物である米を中心として、野菜指定産地となっているキャベツや汎用化水田におけるなす、はくさい、きゅうり等の水田園芸の振興による生産拡大を図っていくこととしている。

林業については、本地域内の森林面積は35,635ha、うち人工林は16,395haである。人工林のうち間伐の対象となる森林は約11,552haあり、森林整備及び県産材利用を推進するために、林内路網の整備、高性能林業機械の導入等により労力を軽減し、低コストで高効率な施業の実施を図る。また、大規模合板工場等の大口需要分野への供給を促進する。

4) 地域の抱える課題

地域の抱える課題として、脆弱な道路交通網が挙げられる。

地域における産業の主体をなしている観光面においては、近年、観光客入込数が伸び悩んでいる状況であり、その一因として各観光地へのアクセス手段が乏しいことが挙げられている。

また、農業・農村の振興を図るうえでは、「人」「もの」の対流促進は重要な要素であるが、東西の地域間を結ぶ唯一の幹線道路である国道27号は、慢性的混雑により農業生産物等の輸送に大きな支障をきたしている。今後、カントリーエレベータや集出荷施設などへの広域利用が進むことにより、その問題がより深刻化してくるものと想定される。

林業・木材産業の振興及び森林環境の保全を図る上で、本地域内の人工林の間伐が不可欠である。しかし、木材価格の低迷による森林所有者の間伐意欲の低下等の問題により、間伐等の森林整備、さらには間伐材の利用が停滞している状況にある。間伐等の手入が遅れると、優良な木材の生産、森林の公益的な機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

さらに、地域住民の生活環境の面では、通勤通学にかかる道路網の整備はもとより、原子力施設の防災上の観点においても、発達した交通機能の確保が求められている状況

である。

5) 道整備交付金の目的

近年、舞鶴若狭自動車道の部分開通により徐々に高速交通網の整備が進んでいる状況を踏まえ、平成20年度に完成を予定している広域農道をはじめとする基幹農道(通称「若狭西街道」)、森林基幹道「若狭遠敷線」及び区域内の道路網の整備を一体的に進めることにより、地域産業の振興を図るとともに域外との交流促進や域内の生活環境向上を総合的に推進する。

①観光

舞鶴若狭自動車道は現在、舞鶴方面から大飯高浜ICを経て小浜西ICまでの区間が開通しており、小浜市府中の小浜IC(仮称)までの開通もあと数年後となっている。このことにより、近畿圏との時間距離の短縮が図られ、都市部から本地域への高速交通体系が確立されることとなり、大幅な観光客の増加が期待されている。

今回、本事業により地域内交通ネットワークの構築を図り、観光地ならびに観光地間への新たなアクセス、ルートを確立し、周遊型、周年型観光への展開を図ることで観光客入込数の拡大を目指す。

②農業

地域を東西に横断する国道27号と広域農道とのそれぞれの道路が担う役割を区別させ、通行車輻について棲み分けを図ることで、農業資材、生産物等の流通の円滑化を図る。また、地形的な要因によって分断されている集落間、施設を有機的に直結するとともに、市・町道とを一体的に整備することで、カントリーエレベーターなどの集出荷施設等の農業関連施設へのアクセス時間のさらなる短縮を図り施設の利用向上に資する等、地域の一層の農業振興を図る。

③林業

本地域における間伐が必要な人工林エリアを通る森林基幹道「若狭遠敷線」を整備する。幹線となる林道を整備することにより、林業従事者や高性能林業機械等の森林へのアクセスを改善し、労力の軽減、低コストで高効率な施業を図る。また、森林基幹道、広域農道、国・県・市・町道のネットワークを構築することにより、間伐材の大口の需要先である大規模合板工場等への効率的な供給を図る。

④生活

国道27号と広域農道とのそれぞれの道路が担う役割の区別により、生活上の道路利用手段の選択肢を広げるとともに、広域農道（幹線道路）とそれぞれの中心市街地およびICやJR駅へのアクセス道路「市・町道」を一体的に整備することで、アクセス等の改善による住民の生活環境の向上を図る。

⑤その他

本地域は、原子力発電所の集中立地地域であることから、防災対策が必要不可欠である。これら道路は、付加機能として、災害時における緊急避難道路の機能の一助を果たす。

6) 地域再生計画におけるアウトカム指標

目標1 市道府中線の整備による現市道区間の交通の円滑化

現況交通量 1,150台/日 → 計画交通量 1,450台/日

目標2 広域農道「若狭西地区」との市道「府中線」の整備によるJAわかさへのアクセス時間短縮

(広域農道「若狭西地区」及び市道「府中線」の整備による広域農道沿線の農地からの農業施設への農作物輸送時間)

10分

目標3 森林基幹道「若狭遠敷線」の整備による、間伐面積の増加

間伐面積の増加 10%の増

目標4 市道飯盛線、町道留田線の整備による市街地内の交通の円滑化

- ・県道小浜綾部線からおおい町中心市街地へのアクセス時間短縮 3分
- ・国道27号、広域農道間のアクセス時間短縮 3分

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

小浜市及びおおい町を横断する広域営農団地農道整備事業若狭西地区(H14年5月14日事業計画変更の確定)を実施することにより、本地域特有の分散した農地、農業集落、そして農業用施設を有機的に結びつけ、通作、営農、流通面、地域生活環境の改善が可能となる。

国道27号と主要地方道小浜上中線を結ぶ重要な路線である市道府中線(昭和58年3月19日市道認定)、おおい町本郷駅と主要地方道小浜綾部線を結ぶ町道留田線(昭和60年3月22日町道認定)、国道27号と広域農道を結ぶ市道飯盛線(昭和58年3月19日市道認定)を広域農道と一体的に整備することで、より効率的な道路ネットワークを構築し、地域の活性化はもとより、都市農村交流の促進を図る。

森林基幹道「若狭遠敷線」(平成15年4月若狭地域森林計画書(若狭森林計画区)記載済)を整備することで、間伐を促進する。また、林道、広域農道、国・県・市・町道のネットワークを構築することにより、大規模合板工場等への間伐材の供給体制を整え、間伐材の利用促進を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

1) 道整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・市町道 小浜市、おおい町
- ・広域農道 福井県
- ・林道 福井県

[施設の種類]

- ・市町道
- ・広域農道
- ・林道

[事業区域]

- ・市町道 小浜市、おおい町
- ・広域農道 小浜市、おおい町
- ・林道 小浜市、おおい町

[事業期間]

- ・市町道 平成18年度～平成20年度
- ・広域農道 平成18年度～平成20年度
- ・林道 平成20年度～平成22年度

[事業費]

- | | | | |
|-------|-------------|--------|--------------|
| ・総事業費 | 4,462,300千円 | (うち交付金 | 2,231,150千円) |
| 市町道 | 94,000千円 | (うち交付金 | 47,000千円) |
| 広域農道 | 3,828,300千円 | (うち交付金 | 1,914,150千円) |
| 林道 | 540,000千円 | (うち交付金 | 270,000千円) |

[整備量]

- ・市町道 0.60 km
- ・広域農道 7.40 km
- ・林道 2.10 km

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「“食祭海道 若狭路” 交流ネットワークの推進」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 食のまちづくりの推進（小浜市）

「食」をまちづくりの中心に捉えた「食のまちづくり」を推進することで、「食」を起点にそれを支える農林水産業の振興はもとより、観光振興や環境保全、福祉の充実、食育の推進等、幅広い分野にて地域の振興を図る。

（平成17年12月 「立ち上がる農産漁村」モデル地区に選定）

(2) お〜い！！もてなし・やすらぎの里づくりの推進（おおい町）

環境資源（自然環境、集落景観、歴史文化、エネルギー基地としてのイメージ、もてなしの心等）や可能性（舞鶴若狭自動車道大飯高浜ICの開設、JR小浜線の電化開通、うみんぴあ大飯の整備進捗、実績のある交流活動等）と地域の課題とを地域住民と行政が一体になり「もてなし」の心と誇りある暮らしづくりを目指し、美しい「やすらぎ」の農村づくりを推進する。

6 計画期間

平成18年度～平成22年度

7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標値については、計画終了後に調査を行い、県及び市町のホームページ等で公表するとともに、関係行政機関と地元住民で構成する会議を開催し、達成状況を評価し、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認められる事項

該当なし